

前文

舟形町は、清流小国川に象徴される清らかな水と緑豊かな自然の里として、互いに協力し助け合いながら地域社会を形成するとともに、多くの先人の努力により培われた歴史や文化などの風土や自然を守りながら、農業を基幹産業とする住み良い町として育んできました。

近年、全国的な少子高齢化の進行や高度情報化社会の到来、地球規模にまで至る環境問題など、社会を取り巻く情勢は大きく変化しています。舟形町においても、農林業の後継者不足により多面的機能を持つ森林や農地の荒廃が危ぶまれています。

こうした背景を受け、舟形町国土利用計画は国土利用計画法第8条の規定に基づき、舟形町における土地の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国計画及び山形県国土利用計画を基本とし、舟形町総合発展計画との整合性を保ちつつ策定されたものです。

前 文

弟	1草	町土利用の現状と基本的条件の変化	
	1 周	「土利用の現状	1
	(1)	町土の概要	1
	(2)	土地利用の動向	1
	2 周	「土利用をめぐる基本的条件の変化	1
	(1)	少子高齢化を伴う人口減少	1
	(2)	郊外化の進展と商店街の空洞化	1
	(3)	町土の管理水準低下の危惧	2
	(4)	交通網の整備	2
	(5)	地球温暖化の進行	2
第	2章	町土利用に関する基本構想	
	1 周	「土利用の基本目標	3
	2 町	「土利用の基本方針	3
	(1)	地域力を生み育てる町土利用	3
	(2)	安全・安心を確保する町土利用	3
	(3)	循環と共生を重視した町土利用	4
	(4)	美しさを育てる町土利用	4
	3 🖹	「土利用の総合マネジメント ····································	4
	4 封	也域類型別の町土利用の基本方向	4
	(1)	住宅地	5
	(2)	農村集落地域	5
	(3)	自然維持地域	5
	5 禾	川用区分別の町土利用の基本方向	6
	(1)	農用地	6
	(2)	森 林	6

(4	水面・河川・水路	6
(5	道 路	7
(6	住宅地	7
(7	工業用地	7
(8	その他の宅地	7
(9	公用・公共用施設の用地	7
(10	レクリェーション用地	8
(11	低未利用地	8
第3章	区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	
1	町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
2	地域別の概要	9
(1	長沢地区	9
(2	舟形地区	9
(3	富長地区	10
(4	堀内地区	10
第4章	第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1	地域振興施策の推進	12
2	土地の有効利用の推進	12
(1	農用地	12
(2	森 林	12
(3	水面・河川・水路	12
(4	道 路	12
(5	宅 地	13
(6	工業用地	13
(7	低未利用地	13
,	· · · · · · · -	